◆申込手順◆



◆加古川市中小企業融資制度◆

融資種類	一般融資	小規模企業支援融資	創業支援融資
利用頂ける方	市内に住所又は主たる事業所を 有する中小企業者 (個人事業主を含む)	市内に住所又は主たる事業所を 有する小規模企業者 (個人事業主を含む)	市内で新たに事業を開始する 創業者(個人事業主を含む)
NPO 法人の 取扱い	0	× (医業を主たる事業とする場合は除く)	×
	市税を滞納していないこと		
申込要件		次のいずれにも該当する者 A) 常時使用する従業員数が20人 (商業、サービス業(※)は5 人)以下 ※宿泊業、娯楽業及び旅行業は 20人以下 B) 保証協会の保証付融資残高と融 資申し込み金額の合計が 2,000万円以内	次のいずれかに該当する者 A) 事業を営んでいない個人で1 か月以内に事業を開始する方 又は2か月以内に会社を設立する方(※) B) 事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 C) 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 D) 分社化を計画する会社又は設立後5年未満の分社化された会社 ※認定特定創業支援等事業を受けた場合は6か月以内
資金使途	運転・設備 (運転資金:商品・原材料の仕入れ、手形決裁、人件費の支払いなど)		運転・設備 (事業開始前に必要な資金を含む)
融資限度	3,000 万円	1,250 万円	1,000 万円 (認定特定創業支援等事業による支援を受け たことについての本市が発行する証明書の交 付を受けている場合は 1,500 万円)
融資期間	84 か月以内 (うち据置 6 か月以内(小規模企業支援融資は均等分割払の場合に限る))		84 か月以内(うち据置1年以内)
融資利率	年 1.5%	年 1.4%	年 0.7%
返済方法	原則、元金均等分割払い	元金均等分割払い又は一時払い	原則、元金均等分割払い
保証人	取扱金融機関又は信用保証協会 の定めるところによる	信用保証協会の定めるところによる	
担保	取扱金融機関又は信用保証協会 の定めるところによる	信用保証協会の定めるところによる	不要
信用保証	原則必要	必要 全国統一の保証制度「小口零細企業保証」	必要
その他	_	必要保証料の 1/2 を市が負担	